



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
一般事務用パソコン及び周辺機器 82式
- (2) 物品等の特質
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成15年2月28日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
価格の総額について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「販売」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）
ア 日時 平成15年1月16日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県総務部管財課
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年1月17日 午後2時
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (6) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (7) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (8) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (9) 契約書作成の要否
要する。
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
一般事務用ページプリンタ及び周辺機器 22式
- (2) 物品等の特質
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成15年2月28日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
価格の総額について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「販売」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成15年1月16日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年1月17日 午後2時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(9) 契約書作成の要否

要する。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年12月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たんぼぼ

3 代表者の氏名

竹 内 順 子

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字野沢323番地31

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で高齢者、障害者、子ども達が安心して暮らせることができ又福祉介護サービスを必要とする者が心身ともに健やかに社会、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられ自己選択、生きがい喜びを感じさせ合いのできる地域福祉の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人辰野自立生活支援の会あかり
- 3 代表者の氏名
渡辺美江
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字辰野1773番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に住むすべての人々が自立していきいきと生活していける社会の実現を図るため、家事・介護・配食・ミニデイサービス等の自立支援、子育て支援等在宅福祉サービス事業といきがいづくり事業、それに係る人材育成等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
公害等監視情報データベース化事業業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成15年3月31日まで
 - (4) 入札の方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 事業実施にあたり新規の雇用を行いうる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部公害課

電話 026(235)7177

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成15年1月7日 午後1時30分から

(2) 場 所 長野県庁西庁舎401会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年1月10日 午後1時30分

イ 場 所 長野県庁議会棟404会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成15年1月9日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号380-8570)

長野県生活環境部公害課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付す

ること。ただし、規則策126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札者は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

公 害 課

○公 告

県営西又地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了した。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称
県営農地環境整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成10年12月24日
- 3 工事の完了年月日
平成14年12月9日

土 地 改 良 課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、塩尻都市計画事業広丘駅北土地区画整理事業について換地処分があった。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長 野 県

2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・6・3号中常田新町線

3・4・2号下塩尻大屋線

3 事務所の所在地

上田建設事務所（上田市材木町1-2-6）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

上田市常田三丁目、材木町二丁目及び常入一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯田都市計画道路事業 3・3・4号羽場大瀬木線
- 3 事務所の所在地
飯田建設事務所（飯田市追手町2-678）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
飯田市羽場町4丁目、松川町及び鼎切石地内
 - (2) 使用の部分
飯田市松川町及び鼎切石地内

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画道路事業 3・4・10号仲町通線
3・6・17号茅野北山線
3・4・2号大年線
3・5・8号中河原上原線

3 事務所の所在地

諏訪建設事務所(諏訪市上川1-1644-10)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

茅野市塚原一丁目、仲町並びにちの字大年下、字大年北、字大年上、字金山、字構井、字町屋敷及び字光明寺地内

(2) 使用の部分

茅野市ちの字大年北及び字大年上地内

都市計画課

○公 告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により公告する。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 名 称 | 株式会社キング |
| 2 代表者氏名 | 菊池博之 |
| 3 事務所所在地 | 佐久市大字猿久保890番地12 |
| 4 免許番号 | 長野県知事(1)4541号 |
| 5 免許年月日 | 平成11年12月3日 |

建築管理課